

退職手当の支給制限等の処分に係る調査審議に関する規則を公布する。

平成22年6月30日

京都市人事委員会委員長 彦惣 弘

京都市人事委員会規則第5号

退職手当の支給制限等の処分に係る調査審議に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、京都市職員退職手当支給条例（以下「退職手当条例」という。）

第16条第5項及び京都市教職員に係る退職手当の支給制限等の処分の手続に関する条例第5条の規定に基づき、退職手当の支給制限等の処分（退職手当条例第16条第1項及び職員の退職手当に関する条例（昭和31年京都府条例第30号。以下「府条例」という。）第19条第1項に規定する退職手当の支給制限等の処分をいう。以下同じ。）について人事委員会が行う調査審議の手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(口頭で意見を述べる意思の有無の確認)

第2条 人事委員会は、退職手当の支給制限等の処分について諮問を受けたときは、当該処分を受けるべき者（以下「当事者」という。）に対し、退職手当条例第16条第2項及び府条例第19条第3項に規定する口頭で意見を述べること（以下「意見陳述」という。）の申立てを行う意思の有無を確認するための通知を行うものとする。

2 前項の通知を行うに当たっては、当事者が意見陳述の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類若しくは証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出し、又は意見陳述の期日への出頭に代えて人事委員会あてに陳述書及び証拠書類等（以下「陳述書等」という。）を提出することができることを教示しなければならない。

3 人事委員会は、当事者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による

通知を市役所及び区役所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合において、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

(意見陳述の期日等の通知)

第3条 人事委員会は、意見陳述の機会を与えるに当たっては、意見陳述の期日までに相当な期間において、当事者に対し、次の各号に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 予定される処分内容及び根拠となる条例等の条項
- (2) 処分の原因となる事実
- (3) 意見陳述の期日及び場所

2 前条第3項の規定は、前項の通知を行う場合に準用する。

(代理人)

第4条 前条第1項の通知を受けた当事者(同条第2項において準用する第2条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。)は、代理人を選任することができる。

2 代理人は、各自、当事者のために、意見陳述に関する一切の行為をすることができる。

3 代理人の資格は、書面で証明しなければならない。

4 代理人がその資格を失ったときは、当該代理人を選任した当事者は、書面でその旨を人事委員会に届け出なければならない。

(審理の方式)

第5条 人事委員会は、最初の意見陳述の期日の冒頭において、退職手当管理機関(退職手当条例第9条第2号及び府条例第12条第2号に規定する退職手当管理機関をいう。以下同じ。)の職員に、予定される処分内容及び根拠となる条例等の条

項並びにその原因となる事実を意見陳述の期日に出頭した者に対し説明させなければならない。

- 2 当事者は、意見陳述の期日に出頭して、意見を述べ、及び証拠書類等を提出し、並びに人事委員会の許可を得て退職手当管理機関の職員に対し質問を発することができる。
- 3 人事委員会は、意見陳述の期日において必要があると認めるときは、当事者に対し質問を発し、意見の陳述若しくは証拠書類等の提出を促し、又は退職手当管理機関の職員に対し説明を求めることができる。
- 4 人事委員会は、当事者の一部が出頭しないときであっても、意見陳述の期日における審理を行うことができる。
- 5 意見陳述の期日における審理は、人事委員会が公開することを相当と認めるときを除き、公開しない。

(議事の整理等)

第6条 人事委員会は、意見陳述の期日に出頭した者が当該事案の範囲を超えて陳述するとき、その他議事を整理するためにやむを得ないと認めるときは、その者に対し、その陳述を制限することができる。

- 2 人事委員会は、前項に規定する場合のほか、意見陳述の機会の秩序を維持するため、意見陳述の機会を妨害し、又はその秩序を乱す者に対し退場を命じる等適切な措置を講じることができる。

(当事者の不出頭等の場合における意見陳述の手續の終結)

第7条 人事委員会は、当事者の全部又は一部が正当な理由なく意見陳述の期日に出頭せず、かつ、第2条第2項に規定する陳述書等を提出しない場合には、これらの者に対し改めて意見を述べ、及び証拠書類等を提出する機会を与えることなく、意見陳述の手續を終結することができる。

2 人事委員会は、前項に規定する場合のほか、当事者の全部又は一部が意見陳述の期日に出頭せず、かつ、第2条第2項に規定する陳述書等を提出しない場合において、当事者の意見陳述の期日への出頭が相当期間引き続き見込めないときは、当事者に対し、期限を定めて陳述書及び証拠書類等の提出を求め、当該期限が到来したときに意見陳述の手続を終結することができる。

(答申)

第8条 人事委員会は、調査審議を終了したときは、その結果に基づき、退職手当の支給制限等の処分に関する意見を退職手当管理機関に対し速やかに答申しなければならぬ。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、退職手当の支給制限等の処分に係る調査審議に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

この規則は、平成22年7月1日から施行する。

(人事委員会事務局調査課)